

1965年度第25回宜野湾市議会定例会会議録

1. 1965年6月7日第25回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪	太郎	3番	天久盛	雄
4番	安次富	盛信	5番	石川	大
7番	稲嶺	正康	8番	石田	正
9番	安里	安明	10番	又吉	弘
11番	石川	繁	12番	大川	昇
13番	伊佐	真得	14番	大仲	喜永
15番	宮城	盛昌	16番	仲宮	徹行
17番	伊佐	貞寿	18番	中里	幸助
19番	武島	行男	20番	仲村	盛光
21番	古波蔵	清次郎			

3. 不応招議員は次のとおりである。

2番 比嘉定亮                      6番 仲村春果

4. 出席議員は次のとおりである。

応招議員とおなじである。

5. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員とおなじである

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したのは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	呉屋真徳	収入役	沢し	安一
総務課長	松川正義		住民課長	仲村春	信	
民生課長	当山全喜		財政課長	奥里将	俊	
経済課長	伊佐友誠		水道課長	国吉真	義	
建設課長	島袋昌兼		消防団長	大城仁	幸	

7. 議事事務局職員の出席は次のとおりである。

事務局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について

日程第2. 議事録署名議員の指名について

日程第3. 議案第6号, 1964年度宜野湾市才入才出決算  
認定について(財政委員会報告)

日程第4. 議案第7号, 1964年度宜野湾市上水道特別会  
計才入才出決算認定について。

7. 議会事務局職員の出席は次のとおりである。

事務局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について

日程第2. 議事録署名議員の指名について

日程第3. 議案第6号, 1964年度宜野湾市才入才出決算  
認定について(財政委員会報告)

日程第4. 議案第7号, 1964年度宜野湾市上水道特別会  
計才入才出決算認定について。

議 長～出席12名、欠席9名市町村自治法第53条により議会は  
成立致しました、よつて只今より第25回重野湾市定例会  
を開会いたします。(11時50分)

議 長～13番、12番議員の出席を報告いたします、  
暫休憩致します。(午前11時51分)

議 長～再開致します。(午前11時52分)  
午前中の日程は全部終了いたしましたのでこれをもつて午  
前中の会議を閉じます、尚午後は2時より再開いたします

議 長～休憩致します。(午前11時53分)

議 長～出席18名、欠席3名であります、午前に引続き只今より  
午前の会議を開きます。(午後2時4分)

議 長～暫休憩致します。(午後2時5分)

議 長～再開致します。(午後2時12分)  
会期についてお語りいたします、本目(7日)より7月1  
日までの25日間と決定することに御異議ありませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので左様決定いたします、

議 長～次は議事録署名議員の選任についてお語りいたします、議  
長指名してよろしゅうございますか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので議長署名いたします、

議 長～7番の稻嶺正康議員、11番の石川議員にお願い致します

議 長～出席12名、欠席9名市町村自治法第53条により議会は  
成立致しました。よつて只今より第25回宜野湾市定例会  
を開会いたします。(7時10分)

議 長～13番、12番議員の出席を報告いたします。  
暫休憩致します。(午前11時51分)

議 長～再開致します。(午前11時52分)  
午前中の日程は全部終了いたしましたのでこれをもつて午  
前中の会議を閉じます。尚午後は2時より再開いたします

議 長～休憩致します。(午前11時53分)

議 長～出席18名、欠席3名であります。午前に引続き只今より  
午前の会議を開きます。(午後2時4分)

議 長～暫休憩致します。(午後2時5分)

議 長～再開致します。(午後2時12分)  
会期についてお諮りいたします。本日(7日)より7月1  
日までの25日間と決定することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので左様決定いたします。

議 長～次は議事録署名議員の選任についてお諮りいたします。議  
長指名してよろしゅうございますか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので議長署名いたします。

議 長～7番の粕嶺正康議員、11番の石川議員にお願い致します

議長～暫休憩致します。(午後2時14分)

議長～再開致します。(午後2時15分)

日程にしたがつて、日程第1議案第6号1964年度宇野  
濱市一般会計才入才出決算認定について並びに日程第2議  
案7号、1965年度宇野市上水道特別会計才入才出決  
算認定についてを一括上程いたします。両案については財  
政委員会の報告書が参つておりますので事務局長をして  
説明せしめます。(局長用説)

議長～委員長長の報告を求めます。

委員長～去つた3月29日の本会議におきまして財政委員会に付託  
されました、1964年度の才入才出決算認定についてを  
審査いたしました結果報告いたします。お手許に報告書もご  
さいませ。審査いたしました3月の定例会で再付託されたと  
云々。審査は、この報告書にもあります通り結論から申す  
と不認定と云うふうには、63年の12月1日現在におい  
たで才入才出の収支残高が\$27365.73なくちやなかつた  
のでありますけれども、ところが実際の現金見込みは  
\$4099.27しかなかつたと、結局不足額が\$2327  
6.26の差額が出た横な訳であります。その(2)といたしま  
して63年11月30日に御承知の通り前収入役の任期す  
れすれの日にちであつたんでありますけれども、この11

議 長～暫休憩致します。(午後2時14分)

議 長～再開致します。(午後2時15分)

日程にしたがつて、日程第1議案第6号1964年度宜野湾市一般会計才入才出決算認定について並びに日程第2議案7号、1965年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定についてを一括上程いたします。両案については財政委員会の報告書が参つておりますので事務局長をして朗読せしめます。(局長朗読)

議 長～委員長の報告を求めます。

委員長～去つた3月29日の本会議におきまして財政委員会に付託されました。1964年度の才入才出決算認定についてを審査しました結果報告いたします。お手許に報告書もございませうけれども委員会といたしましては去つた3月の定例会でも付託はされましたが限られた期間内では完全に審査が出来ずに居りました所3月の定例会で再付託されたとうことに相成つた訳であります。もち論委員会といたしましても誠意をもつて慎重に去つた5月の7日から22日までの12日間長い月数をかけましてあらゆる資料その他に基きまして審査した様な訳であります。審査の方法はもち論この報告書にあります通り市長、助役収入役或は各課長を参考人といたしまして呼び、そして各資料に基きまして審査した様な訳でございませう。審査した様な結果におきましては、この報告書にもあります通り結論から申しますと不認定と云うふうに全会一致で決議した訳であります。その理由といたしましては63年の12月1日現在において才入才出の収支残高が\$27365,73なくちやならなかつたのでありますけれども、ところが実際の現金いわゆる銀行予金通帳、こういつたものの帳簿を見ました所\$4099,27しかなかつたと、結局不足額がここにあります通り\$23276,26の差額が出た様な訳であります。その(2)といたしまして63年11月30日に御承知の通り前収入役の任期すれすれの日になつたんでありますけれども、この11

年月の間に与那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
際には、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
届を結ぶと、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
と、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
なぐても委員長で目上と、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
談入の差額は、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
らますと、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
を内、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
限、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
社、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
は、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
な、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
て、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
て、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
が、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
は、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
しいので、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
つて、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年  
置、事業の金に、那城、及びリッヂガフ、ハニ一から本市の64年



月30日に与那城ベバリッチカンパニーから本市の64年度の事業税として6000ドルが支払われて居ります。所が実際に市の金庫に入金されたのが64年の7月15日入つて居ります。結局その間には全然空白状態になりつていたと云うことになつて居ります。この報告書にもあります<sup>が</sup>結局徴税吏員の資格がない市職員が請求していたと云うこともこれは法的に照し合しまして違法である<sup>と</sup>云う様に解しやくして居ります。(3)の留保した少数意見はなかつたと、これはありません。尚報告書には附帯意見はありませんけれども、これは委員会におきまして、報告書には載らなくても委員長でもつて報告しろというふうに全会一致で話がまとまつて居りますので、一応附帯意見といたしまして3項目だけ申上りたいと思つて居ります。その1が前収入役の事務引継時において現金に関する調書によれば金額の差額が生じている。正常なる措置で予金されているならば当然そこに予金利息と云うものが加算される訳であります<sup>と</sup>云うのが1つ、その次に(2)64年度の才出の面でございますが、交際費1650,45の支出がありますが、この内法人納税懇談会費といたしまして\$58,10使途されており<sup>ます</sup>。法人の対象になつた法人団体が一つの会社であると限定された法人として見はなされた感がある。いわゆる納税懇談会費として出されておるんだが、優良納税法人会社は相当あるのではないかと思つて居りますが、ところが1つの会社に限定されているというふうに見された感<sup>が</sup>いたしま<sup>す</sup>。税法の周知徹底或は納税等の<sup>気等</sup>がら税の大局的<sup>な</sup>見地から見た場合には、そういつた交際費の使途と云つたのは相手方をよくあいまい検討すべきではないか<sup>と</sup>云う様な附帯意見でございます。それから(3)は不用額が相当出<sup>て</sup>居ります。この決算書を<sup>ご</sup>らんになれば、この決算書を<sup>ご</sup>らんになれば、この決算書<sup>の</sup>最合計におきましては数字が少し違つて居ります。才出の合計の不用額この決算書には\$36230,93となつて居りますが、これは\$36130,93が正しいのであります。この\$36130,93不用額が相当多額に上つて居るんだがこれは結局調定更正の場合において予算措置を取るべきであつたと云う様なその以上3点に基いて



の委員会としての附帯意見でございます。報告書には盛られて居りませんが、これが大体附帯意見としての報告事項でございます。

市長～只今委員長から報告がありました前取入役の公金取扱いに  
関する不詳事件によつて市民に迷惑いたしまして私来る6  
月27日を以つて辞職を決意いたしましたので自治法の第  
85条の規定によりまして議長にこれを提出致します。

議長～暫休憩致します。(午後2時34分)

議長～再開致します。(午後2時36分)

委員長～それじや引続きまして議案7号の64年度宜野湾市上水道  
特別会計才入才出の決算認定について審査した結果を報告  
いたします。審査の経過でございますが去つた17日～2  
2日の2日間でもつて審査した訳でございますが、審査の  
方法につきましては、ここにもあります通り助役水道課長  
の出席或は又資料により審査した訳でございます。結果に  
つきましては認定すべきものであると云うふうに決定した  
訳でございます。その理由といたしましては才入才出におき  
まして適切な行為であるというふうに認定されたので決定  
した様な訳であります。その他留保した少数意見はありま  
せんでした。かんたんではありますませんが特別会計に対する  
審査の経過を報告致します。

議長～暫休憩致します。(午後2時34分)

議長～再開いたします。(午後2時36分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

4番～長期にわたつて慎重に委員会の方で審査が為されて居りま  
すので質疑を省略して進行すべしとの動議を提出いたしま  
す。

議長～只今4番議員から質疑省略の動議が提出されましたが所定の賛成者がありませんので動議は成立しておりません、よつて進行いたします。

15番～この問題は非常に重要でありますので単に市長が責任をとるとか、そういつた様な問題以前にやはりもつと是は是、非は非として当然やるべきだと考えますので普通の案件処理の様に質疑応答形式で処理してもらいたいとの動議を提出いたします。

議長～只今の動議も所定の賛成者がありませんので成立しておりませんので進行いたします。

15番～質疑に入る前に御要望申し上げます。該問題は非常に重要な問題でありますので、いまいなことがあつてはならんと思ひますのではつきりした答弁をお願いいたします。そしてはつきりした答弁がなぐい場合には私の良い様な解しやくをします。その積りで御答弁願ひます。この問題に關してであります。流球新報に出されて居りますがその新聞紙上に此の問題に誤りはないかどうか、その通りであるのか質問いたします。

委員～私はこのりゆう球新報の記事は一応目を通した積りでありますが、もう大分目數も経過しておりますので一応読んでもらえませんか。

15番～じや要点だけ申し上げます。

議長～暫休憩致します。(午後2時43分)

議長～再開いたします。(午後2時44分)

15番～前取入後はすぐ返済すると云つたので上司には報告はしなかつたと云う様なことにもなつておりますし、又7月に市長の方に、上司の方に報告したということになつて居りま

議 長～只今4番議員から質疑省略の動議が提出されましたが所定の賛成者がありませんので動議は成立しておりません。よつて進行いたします。

15番～この問題は非常に重要でありますので単に市長が責任をとるとか、そういつた様な問題以前にやはりもつと是は是、非は非として当然やるべきだと考えますので普通の案件処理の様に質疑応答形式で処理してもらいたいとの動議を提出いたします。

議 長～只今の動議も所定の賛成者がありませんので成立しておりませんので進行いたします。

15番～質疑に入る前に御要望申し上げます。該問題は非常に重要な問題でありますので、いまいなことがあつてはならんと思ひますのではつきりした答弁をお願いいたします。そしてはつきりした答弁がなぐい場合には私の良い様な解しやくをします。その積りで御答弁願ひます。この問題に關してであります。球新報に出されて居りますがその新聞紙上に出た問題に誤りはないかどうか、その通りであるのか質問いたします。

財政課長～私はこのりゆう球新報の記事は一応目を通した積りでありますが、もう大分日數も経過しておりますので一応読んでもらえませんか。

15番～じや要点だけ申し上げます。

議 長～暫休願致します。(午後2時43分)

議 長～再開いたします。(午後2時44分)

15番～前収入役はすぐ返済すると云つたので上司には報告はしなかつたと云う様なことにもなつておりますし、又7月に市長の方に、上司の方に報告したということになつて居りま

すがこの話の事実を確かめたいと思つております。

委員長～財政課長の談話として話したことになると思いますが、先ず読んでから委員会における審査したことを申し上げたいと思ひます、前取入復讐はすぐ返済するといつたので上司への報告もしなかつた、然し仲村氏は一向に返済する様子がないので昨年の7月初め報告したと、財政課長といをしましては、又我々財政委員会としても追究、質疑も相当突つ込んだところまでやりましたが、一応こう云つた様なものもあつたと記しておくしております。

15番～じや財政課長の方に質問いたしますけれども、

委員長～それから何かもう1つあつた様ですが、

15番～いや結構です、

15番～7月というふうになつておりますがね、これは間違いないですか、

財政課長～はい、

15番～次は市長にお伺いしますけれども去つた4月の臨時議会におきまして5番議員が例の問題を出しました時に市長さん餘(分らない)という御答弁を為さつたんじゃないかと覚えておりますがその点はどんなものですか、

市長～議会でも委員会でも5番議員からこういううわさがあるんだがその事実を知つているかという質問があつた訳であります、うわさがあることは私も知つていますが事實は知らないと答えております。

15番～そうすると財政課長は7月には上司に報告したと云うことになつて居りますが今度の4月になつて分らないと、これ

すがこの話の事実を確かめたいと思つております。

委員長～財政課長の談話として話したことになつて居りますが、先  
ず読んでから委員会における審査したことを申し上げたいと  
思います。前収入役後はすぐ返済するといつたので上司へ  
の報告もしなかつた。然し仲村氏は一向に返済する様子  
がないので昨年の7月初め報告したと、財政課長といたしま  
しては、又我々財政委員会としても追究、質疑と相当とつ  
込んだところまでやりましたが、一応こう云つた様なもの  
もあつたと氣おくしております。

15番～じや財政課長の方に質問いたしますけれども、

委員長～それから何かもう1つあつた様ですが、

15番～いや結構です。

15番～7月というふうになつておりますがね、これは間違いな  
い  
ですか。

財政課長～はい。

15番～次は市長にお伺いしますけれども去つた4月の臨時議会に  
おきまして5番議員が例の問題を出しました時に市長さん  
は(分らない)という御答弁を為さつたんじゃないかと覚  
えておりますがその点はどんなものですか。

市長～議会でも委員会でも5番議員からこういふうわさがあるん  
だ  
がその事実を知つているかという質問があつた訳であり  
ますが、うわさがあることは私も知つているが事實は知ら  
ないと答えております。

15番～そうすると財政課長は7月には上司に報告したと云うこと  
になつて居りますが今度の4月になつて分らないと、これ

はむしろ出来得る限りは秘密にして議会にはその真相を話  
したくない<sup>こと</sup>との羽われでないかと云うふうに見て居り  
ます。財政課長は7月に報告したと、ところが市長は分ら  
ないと云うことはこれはどういう訳ですか。

市長～今ののをもちと詳しくお話しいたしますと財政課長は私に  
「こういう話がある」と別にこれを確かめてその取つた調  
査証を見たのが委員会の時に石川議員の取つて来たのを見  
て私は「ハッ」と思ひ九分九リンまで間違いないと思つて  
すぐに直轄会社にも行き本人も呼んで事実こういうことが  
あるんだかと確かめたら、100%間違いないと云う事実を分  
つた訳であります。その前は、その事実は分らないで財政  
課長のそういう話があると、それはこちらからその話が出  
てから向こちらの方に督促をして聞かなくあれが<sup>振</sup>られた事  
から「多分そうだつたんじゃないかな」という疑いはもて  
ましたけれども、この事実については委員会の審査の時し  
か知らなかつた訳です。

15番～市長としてこの点金銀の問題と云うのは地方自治の根本的  
な非常に大きな問題であります。これを今まで知らなかつ  
たと云うのはこの辺に問題があります。と云うのは該問題  
はずつと前から他市町村もこれを知つて居ります。只もち  
論私たちもこれは相手があることだし事実であるのかどう  
かこの辺もまだはつきり知らなかつたので然し又当然当局  
が監査をするのではないかと云うことに相当期待をしてお  
つたのであります。この期待をうら切られた様な訳であ  
ります。財政課長さんはそれじやこの件ははつきりした報  
告は市長さんになさらなかつたと云うことになる訳です。

財政課長～新収入後一語になつて市長さんにお話し申上げてあり  
ます。

15番～一体どつちが本当ですか。かた一方はうわさだけ<sup>だけ</sup>と



はむしろ出来得る限りは秘密にして議会にはその真相を話したくないとことの現われでないかと云うふうに見て居ります。財政課長は7月に報告したと、ところが市長は分らないと云うことはこれはどういう訳ですか。

市長～今ののをもつと詳しくお話しいたしますと財政課長は私に（こういう話がある）と別にこれを確かめてその取つた領収証を見たのが委員会の時に石川議員の取つて来たのを見て私は（ハッ）と思ひ九分九リンまで間違いないと思つてすぐに直接会社にも行き本人も呼んで事実こういうことがあるんだがと確かめたら、100%間違いないと云う事実を分つた訳であります。その前は、その事実は分らないで財政課長のそういう話があると、それはこちらからその話が出てから向ところの方に督促をして間もなくあれがられた事から（多分そうだつたんじゃないかな）という疑いはもてましたけれども、この事実については委員会の審査の時しか知らなかつた訳です。

15番～市長としてこの点金銭の問題と云うのは地方自治の根本的な非常に大きな問題であります。これを今まで知らなかつたと云うのはこの辺に問題があります。と云うのは該問題はずつと前から他市町村もこれを知つて居ります。只もち論私たちもこれは相手があることだし事実であるのかどうかこの辺もまだはつきり知らなかつたので然し又当然当局が監査をするのではないかと云うことに相当期待をしておつたのであります。この期待をうら切られた様な訳であります。財政課長さんはそれじやこの件ははつきりした報告は市長はんになさらなかつたと云うことになる訳ですか

財政課長～新収入役も一諸になつて市長さんにお話し申上げてあります。

15番～一体どつちが本当ですか。かた一方はうわさだけ聞いたと

云うし問題はこれは起るべくして起つたど云う様な問題で  
あります。当局の今までの事務上のいおゆる雑然としたそ  
して監査委員もなれ合ひになつていると云つた様なところ  
がられば問題は発生しております。もつと煩重に本当に  
市民の立場で市政を執行して行くと云う様な観点からして  
行くなれば事実は事実として議院にも市民にも早急にと  
れを知らしてその具体的な対策は立てるべきであつて出衆  
得るならば議会も市民もベトナムにかけだきして行こうと  
云う突にこれは許してはならない問題であります。――  
その時には、そうするとその事実が分つてからも、当局は部  
課長会議なり、或はそういつた連絡会議なりをもつていな  
いのですか、その対策のためにです。各課長会議をか何ら  
かの会議があると思んです。その点は全然もたれななつた  
んですか、と云うのは去つた4月の臨時議会の場合に石川  
議員に対する答弁を私聞きまして各課長の知らない所の事  
件だと云うふうに誤しております。これは答弁は議員個人々  
々に答弁ということはありません。

そういつた観点から、おあ云つた答弁を聞いた場合に突  
に嘆慨でたまらない訳であります。

議長～暫行憩致します。(午後2時55分)

議長～再開致します。(午後2時56分)

経務課長～只今の御質問は各部課長にだと思つておりますが、そう  
保してよろしゅうございますか、

15番～はい、

経務課長～主管以外の方々を代表しまして私から説明申し上げます。  
只今の件については去つた臨時会ですか、その以前におい  
ては正式に部課長会議で議題になつたことはございせん  
その以後については時々話も進めておりますが、それ以前

云うし問題はこれに越るべくして  
 あります、当局の今までの事務上  
 して監査委員もなれ合いになつて  
 がられば問題も発生してお行き  
 市民の立場で市政を執行して行く  
 行くなれば事は事実として議決  
 れを知らしてその具体的な対策は  
 得るならば議会も市民もベテニ  
 云う突にこれは許してはならない  
 その時には、そうするとその事実  
 議長会議なり、或はそういつた速  
 いですか、その対策のためには  
 かんがひがあると思ふ、その  
 んでか、と云うのは去つた4月  
 議員に對する答弁を私聞きまし  
 件だと云うふうに解しておりま  
 々に答弁ということはあり得な  
 は当然市民の代表であります、そ  
 は全然対策するとか、或は部長  
 た訳ですか、今までも何も皆んな  
 訳ですか、

答で云あ、この委員のりさ  
 .ままにう隔りなまさう

議長～暫行懸致します。(午後2時55分)

議長～再開致します。(午後2時56分)

総務課長～只今の御質問は各部課長にた  
 解してよろしゅうございますか、

15番～はい、

総務課長～主管以外の方々を代表しまして  
 只今の件については去つた臨時会  
 には正式に部長会議で議題に  
 その以後については時々話も進

云うし問題はこれは起るべくして起つたと云う様な問題であります。当局の今までの事務上のいわゆる難然としたそして監査委員もなれ合いになつていと云つた様なところがこれは問題は発生しております。もつと新重に本当に市民の立場で市政を執行して行くと云う様な観点からして行くなれば事実は事実として議長会にも市民にも早急にこれを知らしてその具体的な対策は立てるべきであつて出来得るならば議会も市民もペテンにかけてだまして行こうと云う実にこれは許してはならない問題であります。その時には、そうするとその事実が分つてからも当局は部課長会議なり、或はそういつた連絡会議なりをもつていないですか。その対策のためにですね、各課長会議をか何らかの会議があると思んです。その点は全然もたれなかつたんですか。と云うのは去つた4月の臨時議会の場合に石川議員に対する答弁を私聞きまして各課長の知らない所の事件だと云うふうに解しております。これは答弁は議員個人々々に答弁といふことはあり得ないはずであります。議員は当然市民の代表であります。そういつた点が当局としては全然対策するとか、或は部課長会議などで問題はなかつた訳ですか。今までも何も皆んな課長さん方は知らなかつた訳ですか。

議長～暫行憩致します。(午後2時55分)

議長～再開致します。(午後2時56分)

総務課長～只今の御質問は各部課長にだと思つておりますが、そう解してよろしゅうございますか。

15番～はい。

総務課長～主管以外の方々を代表しまして私から説明申し上げます。只今の件については去つた臨時会ですか。その以前においては正式に部課長会議で議題になつたことはございせんその以後については時々路も進めておりますが、それ以前

については、そういうふうな知る機会もなかつたし、又事實についても知らなかつた訳であります。

15番～そうすると当局としてはそう云つた点は全然為されてないと云う訳ですか、話合いも何もなかつたという訳ですか、

総務課長～去つた決算認定に付された時点以前については、部長会議ではその話はございませぬ。

15番～委員会の報告書によりますと不足額が\$23276.26というふうになつておりますけれども、もち論現在は帳ちりが合つて居る訳ですね、

委員長～はい、これはよく年(64年)の1月16日政府に報告した時にはちやんと合つております。

15番～これは参考にしたいんですが、どう云つたふうなルートで入つた訳ですか、いわゆる窓口から通さずに入つた訳ですか、それは今まではなかつたけれどもいつの間にか、帳ちりが合つたと云うふうな訳ですか、

委員長～不足額が合つたと云うルートですか、

15番～はい、

委員長～このルートは結局12月1日現在においては銀行預金通帳においては\$4099しかなかつたと、その間におきましては附取入帳がもつて来たと云うことですか、このルートもはつきりしない訳です。

15番～それは確かめられたか、

委員長～確かめられんですね、これは結局帳ちりは事務引継ぎ当時においては合つている訳ですね、確かめると云うよりも聞

については、そういうふうな知る機会もなかつたし、又事実についても知らなかつた訳であります。

15番～そうすると当局としてはそう云つた点は全然為されてないと云う訳ですな、話合いも何もなかつたという訳ですな、

総務課長～去つた決算認定に付された時点以前については、部課長会議ではその話はございませぬ。

15番～委員会の報告書によりますと不足額が\$23276,26というふうになつておりますけれども、もち論現在は帳ぢりは解つて居る訳ですね、

委員長～はい、これはよく年(64年)の1月16日政府に報告した時にはちやんと合つております。

15番～これは参考にしたいんですが、どう云つたふうなルートで入つた訳ですか、いわゆる窓口から通さずに入つた訳ですか。それは今まではなかつたけれどもいつの間にか、帳ぢりが合つたと云うふうな訳ですか。

委員長～不足額が合つたと云うルートですか、

15番～はい。

委員長～このルートは結局12月1日現在においては銀行予金通帳においては\$4099しかなかつたと、その間におきましては前収入役がもつて来たと云うことですか。このルートもはつきりしない訳です。

15番～それは確かめられたか。

委員長～確かめられんですね、これは結局帳ぢりは事務引継当時においては合つている訳ですね、確かめると云うよりも前

任者もないし、何月何日にいくら、何員はいくら入つた  
と云うふうにやることですね、これは調査できなかつ  
ただろうと思つてですね、ですから前取入後から代取入  
後、代取入後から新取入後に事務引継はして政府にも報  
告しましたですね、1月18日付この時にはもう合つて居  
りましたんで、

15番～この不足はですね、8ヶ月間ですか、新聞によりますと、  
委員長～7ヶ月です、

15番～そうするとその間の利子なんかは入つてない訳ですね、  
委員長～はい、当然これは利子は入つてない訳ですね、

15番～私の質問を繰り返す、

委員長～外にありませんか、

3番～委員長にお伺いします、資料によりますと積当を不納欠損  
額がある積ですが、その中に不納欠損として来年度予算に  
繰越それから特効の部で\$2836,09の額が上つて居りますが  
当局といたしましては、それらの徴収に憂鬱を尽してやつた  
がそれだけの不納欠損になつた、それともそういうふ  
な措置をとらんでそれだけの不納欠損額を出したのか、そ  
ういう面調査なされたか、委員長にお伺いします、

委員長～徴収は、そういうものを一応検討しまして確實いたさ  
しました、当局といたしましては誠意やつたんだが、それだ  
けの不納欠損額が出たというふうに我々としては解しやく  
いたしております、この報告書にはないんですが一応附帯  
意見を御参考として申上げたいんですが、結局全額何の不  
納額が\$36130,93の多額になつて居るという訳ですが、結局  
これは固定更改において予算措置をとるべきではなかつた

任者もいないし、何月何日にいくら、何日にいくら入つたと云うふうにやることですね、これは到底審査できなかつただらうと思ふんですね、ですから前収入役から代理収入役、代理収入役から新収入役に事務引継はして政府にも報告しましたですね、1月18日付この時にはもう合つて居りましたんです。

15番～この不足はですね、8ヶ月間ですか、新聞によりますと、

委員長～7ヶ月です。

15番～そうするとその間の利子なんかは入つてない訳ですね、

委員長～はい、当然これは利子は入つてない訳ですね、

15番～私の質問を終わります。

議長～外にありませんか。

3番～委員長にお伺いします。資料によりますと相当な不納欠損額がある様ですが、その中に不納欠損として来年度予算に繰越それから時効の部で\$2836,09の額が上つて居りますが当局といたしましては、それらの徴収に最善を尽してやつたがそれだけの不納欠損になつたか、それともそういうふな措置をとらんでそれだけの不納欠損額を出したのか、そういう面調査なされたか、委員長にお伺いします。

委員長～徴収は、そういつたものを一応検討致しまして審査いたしました、当局といたしましては誠意やつたんだが、それだけの不納欠損額が出たというふうに我々としては解しやくいたしております。この報告書にはないんですが一応附帯意見を御参考として申上げたんですが、結局全般的の不用額が\$36130,93の多額になつて居るという訳ですが、結局これは調定更正において予算措置をとるべきではなかつた



と当局としては住所の分らない所、そういうた様な色な關係でどうしても取れなかつたと云うことがあつたろうと思つて居りますが、そういうた誠意でやつたんだが取れなかつたを云うものはやはり調定更正によつて予算措置を講ずべきではなかつたかと思つたに先程附帯意見にです、この報告書にはないけれども参考までに申上げた訳であります。

3 番～そういう住所不明とか、そういうものは良い訳でありますがこの不納欠損或は時効にかかつた部分において相当知名士が上つて居りますが、住所もはつきりして居つて時に公取に居られる方々とたくさん居られる、この面では取れんと云うことで時効に来た自体がおかしいんでないかと感うんでありますが、この面について、

委員長～おつしやる通り委員会でもこれを相当追究した訳なんです、この名簿にもあります通り知名士もあるんだが、然し当局はやつたと云つて居りますが、徴税におけるテリケートな問題があるかと思つて居りますが、今後はそういう様な名簿にはつきりあるものは住所不定と不明というふうにしなさい、あるのはあるらしく徴税局にやるといふふうに委員会としては終局の意見として申上げてある訳ですよ。

3 番～じや財政課長にお伺い致しますが約700件位の時効に出されたのが時効申断の措置を為されたがどうかです。

財政課長～時効申断の措置は督促状でやつて居ります。

3 番～督促状は時効申断が措置として法的に措置できますか。

財政課長～督促状は時効申断します。

3 番～その引続きせんと申断せんと居るんですが、督促だけでは申断は出来ないのだからその後3ヶ月以内に手続として裁判にかけなければいけませんということになつておりますか。

と当局としては住所の分らない所、そういった様な色な関係でどうしても取れなかつたと云うことがあつただろうと思んですが、そういった誠意でやつたんだが取れなかつたと云うものはやはり調定更正によつて予算措置を講ずべきではなかつただろうかと云うふうは先程附帯意見にですね、この報告書にはないけれども参考までに申上げた訳であります。

- 3 番～そういう住所不明とか、そういうものは良い訳ではありますがこの不納欠損或は時効にかかつた部分において相当知名士が上つて居りますが、住所もはつきりして居つて特に公職に居られる方々とたくさん居られる。この面でこれが取れんと云うことで時効に来た自体がおかしいんでないかと思うんでありますが、この面について、

委員長～おつしやる通り委員会でもこれを相当追究した訳なんですがね、この名簿にもあります通り知名士もあるんだが、然し当局はやつたと云つて居りますが、徴税におけるテリケートな問題があるかと思うんですが、今後はそういった様に名簿にはつきりあるものは住所不定と不明というふうにしないで、あるのはあるらしく徹底的にやるというふうに委員会としては終局の意見として申上げてある訳ですよ。

- 3 番～じや財政課長にお伺い致しますが約700件位の時効に出されたのが時効中断の措置を為されたがどうかですね、

財政課長～時効中断の措置は督促状でやつて居ります。

- 3 番～督促状は時効中断が措置として法的に措置できますか、

財政課長～督促状は時効中断します。

- 3 番～その引続きせんと中断せんとするんですが、督促だけでは中断は出来ないのでその後1ヶ月以内に手続きとして裁判にかけなければいかんということになつておりますか。

か、始めて始めて時効中断ということになるんですが、その手続をやつたかどうかですね。

財政課長～法例には最初の督促状の受付から効力を発生します、

3 番～それはあなた単独でそういうふうにお考えですか、どういふ根きよで時効中断が督促状だけで出来ると云われますか

3 番～じや、そういうことであればですね、時効中断の措置はされているんですから、時効ということばはここに使つていかんと思いますが、そこに時効という言葉を使つている、

財政課長～その時点から或る一定の期間を経過すれば時効になる訳ですよ、

3 番～じや何ヶ年でも期間は中断されていますから、

財政課長～そういうことはありません、一応は督促状によつて中断されて居ますから、それから何ヶ年というふうを経過すれば時効にかかる訳ですよ、

3 番～だから催督促して更に裁判にかけて正式の差をすればですね、これは時効は中断する訳ですよ、只督促状の発送だけでは時効中断は出来ないと云うことははつきりしております、

財政課長～督促状で時効は中断出来ます、

3 番～出来ますか、

財政課長～はい、

3 番～それは間違ひありません、

3 番～その点は根きよはどこにありますか、時効中断の根きよで

かけて始めて時効中断ということになるんですが、その手続をやつたかどうかですね、

財政課長～法的には最初の督促状の受付から効力を発生します。

3 番～それはあなた単独でそういうふうにお考えですか、どうい  
う根きよで時効中断が督促状だけで出来ると云われますか

3 番～じゃ、そういうことであればですね、時効中断の措置はさ  
れているんですから、時効ということばはここに使つてい  
かんと思いますが、そこに事効という言葉を使つている。

財政課長～その時点から或る一定の期間を経過すれば時効になる訳  
ですよ、

3 番～じゃ何ヶ年でも時間は中断されていますから、

財政課長～そういうことはありません。一応は督促状によつて中断  
されて居ますから、それから何ヶ年というふうを経過すれ  
ば時効にかかる訳ですよ。

3 番～だから催督促して更に裁判にかけて正式の 証をすればで  
すね、これは時効は中断する訳ですよ、只督促状の発送だ  
けでは時効中断は出来ないと云うことははつきりしており  
ます。

財政課長～督促状で時効は中断出来ます。

3 番～出来ますか。

財政課長～はい。

3 番～それは間違いありません。

3 番～その点は根きよはどこにありますか。時効中断の根きよで

す。

議長～暫休憩致します。(午後3時08分)

議長～再開致します。(午後3時20分)

3番～これは時効にはかかっていると思いますが、但し税金である以上は取る必要があると思いますが然し本人の意志によつて或はこの人からはどうしてもとれんという事態であつて基本的には私はとれんと思ふが、この面で当局としては今後請求しないおつもりか、或はこの部分についても請求して取るつもりであるか、その点お聞かせ願います。この時効にかかつた分についてです。

財政課長～この分につきましては本人が、これを納めてもらうと云うことであれば喜んで納付してもらう積りであります。

3番～その方法はどのようなふうを考えて居りますか、もう一回請求督促するか、どう云う方法でやりますか。

財政課長～もう一回督促と云うことは出来ません。

3番～じゃどのような方法でやる積りかですね、たださつちで喜んで納付してもらうと云つていますが、その方法はどのような方法でやるお考えであるかですね。

財政課長～この点は積極的にはもう請求出来ないものです。

3番～分かりました、良いです。

議長～議案第6号及び7号については別に質疑がない様でありますので進行してよろしゅうございま~~す~~。

(異議なしと呼ぶ)

す。

議 長～暫休憩致します。(午後3時08分)

議 長～再開致します。(午後3時20分)

3 番～これは時効にはかかっていると思いますが、但し税金である以上は取る必要があると思いますが然し本人の意志によつて或はこの人からはどうしてもとれんという事態であつて基本的には私はとれると思うが、この面で当局としては今後請求しないおつもりか、或はこの部分についても請求して取るつもりであるか、その点お聞かせ願います。この時効にかかつた分についてです。

財政課長～この分につきましては本人が、これを納めてもらふと云うことであれば喜んで納付してもらふ積りであります。

3 番～その方法はどのようなふうに考えて居りますか、もう一回請求督促するか、どう云う方法でやりますか。

財政課長～もう1回督促と云うことは出来ません。

3 番～じゃどのような方法でやる積りかですね、ただこつちで喜んで納付してもらふと云つていますが、その方法はどのような方法でやるお考えであるかですね、

財政課長～この点は積極的にはもう請求出来ないものです。

3 番～分かりました。良いです。

議 長～議案第6号及び7号については別に質疑がない様でありますので進行してよろしゅうございませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がない様でありますので質疑を打切り委員長報告を終ります。

議長～暫休憩致します。

議長～再開します。(3時25分)

議長～議案第6号、1964年度宜野湾市一般会計才入才出決算認定について委員会案に対する討論を求めます。

5番～委員会の報告で明らかであります通りたへ一時とはいえた使  
宜野湾市の公金二万三千ドル余りが行方不明にたつて税金を  
更に又相手方の善意をふみじつて6,000ドルの税金を  
いこんであつた、この事実はとれは許すべからざる行為であ  
あります、三万五千市民の利益の為に市はつきりまず、とれ  
るにもかわらず当局は全く腐敗しきつて居ります、その責任  
がよく物語つて居ります、それは従いまし先程のことであ  
る取つて市長が辞職の申入れをしだしたことは当然のこと  
を云つて意味で敬意を表します、市長にかかれば不正の行  
起しを当該で考へつた歩むべきは推測しませんが、若しもし  
に手をつたことではないんた場合にはその他の更なる責任を  
でるやない心得物が居た場合にはその他の更なる責任を  
もちたい、この委員会の報告に對するは、笑に由らうと云  
討論を私はずのうといるものであります、従つてその意味  
がなれを期待するに明は存存報告の結論を964年度に  
いふことは当然で委員会の報告の結論を964年度に  
全認定すべき次第でございます。

議 長～御異議がない様でありますので質疑を打切り委員長報告を終ります。

議 長～暫休憩致します。

議 長～再開します。(3時25分)

議 長～議案第6号、1964年度宜野湾市一般会計才入才出決算認定について委員会案に対する討論を求めます。

5 番～委員会の報告で明らかであります通りたとへ一時とはいえ宜野湾市の公金二万三千ドル余りが行方不明になつていた更に又相手方の善意をふみにじつて6,000ドルの税金を使ひこんであつた。この事実はこれは許すべからざる行為であります。三万五千市民の利益の為に市政はあるべきであるにもかかわらず当局は全く敗れきつて居ります。これがよく物語つて居ります。それは従いまして先程その責任を取つて市長が辞職の申入れをしたことは当然のことでありまして私はそのことについて市長に良心に従つた行動と云ふ意味で敬意を表します。市長にかかる様な不正事件を起した当局は今後始何に歩むべきか既に当局は自己のむねに手を当てて考えつつあると私は推測します。若しも自分でやつたことでないんだと云つた様な他人に責任を転ずる様な不心得物が居た場合にはその他の更に議長を出してもらいたい。この委員会の報告に対する賛成と云う立場の討論を私はやつているのでありますが、実に由々しき問題でありますので一言さしはさみました。今後こういうことがないだろうというふうに私は善意に解しやくして、そしてそれを期待するものであります。不正行為があつたということは既に明額であります。従つてそういう廠然たる事実は当然議会は与えられた使命を果たす意味においても全会一致で委員会報告の通り1964年度決算については認定すべきでないという結論を出してもらいたい。そう思つている次第でございます。従いまして一般会計につきま



ては委員会の案通り不認定にすべきであることに賛成致します。

議長～変つた御意見はありませんか。

議長～暫休憩致します。(午後3時29分)

議長～再開致します。(午後3時30分)

議長～変つた御意見もありませんので討論を打切ることにより御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので討論を打切り表決に移ります。

議長～議案第6号 1964年度宮野湾市一般会計才入才出決算認定については委員会案通り不認定にすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので全会一致で不認定と決定致します。

議長～次議案第7号 1964年度宮野湾市特別会計才入才出決算認定について、委員会案に対すを求めます

(進行)

議長～討論もないわけでありますので茲討論を省略すること御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

ては委員会の案通り不認定にすべきであることに賛成致します。

議 長～変つた御意見はありませんか。

議 長～暫休憩致します。(午後3時29分)

議 長～再開致します。(午後3時30分)

議 長～変つた御意見もありませんので討論を打切ることにより御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので討論を打切り表決に移ります。

議 長～議案第6号 1964年度宜野湾市一般会計才入才出決算認定については委員会案通り不認定にすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので全会一致で不認定と決定致します。

議 長～次議案第7号 1964年度宜野湾市特別会計才入才出決算認定について、委員会案に対すを求めます

(進行)

議 長～討論もないわけでありますので独討論を省略すること御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので討論を省略し表決に移ります。

議 長～議案第7号、1964年度豊湾市上水道特別会計才入才出決算認定については委員会案通り認定することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので委員会案通り認定することに決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後3時35分)

議 長～再開致します。(午後4時6分)

議 長～本日の全日程が終了いたしましたのでこれをもちまして本日の会議は終了します。尚明日から当分の間休会いたします。開会の時期は改めて議長から通知をいたしますのでその時に本会議を開きます。大変御苦勞さんでございました。

議 長～暫休憩致します。(午後4時7分)

議長～御異議ありませんので討論を省略し表決に移ります。

議長～議案第7号、1964年度宮野湾市上水道特別会計才入才出決算認定については委員会案通り認定することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので委員会案通り認定することに決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時35分)

議長～再開致します。(午後4時6分)

議長～本日の全日程が終了いたしましたのでこれもちまして本日の会議は終了します。尚明日から当分の間休会いたします。開会の時期は改めて議長から通知をいたしますのでその時に本会議を開きます。大変御苦勞さんでございました。

議長～暫休憩致します。(午後4時7分)

1965年6月15日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時35分～午後3時52分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
2番	比嘉 定 亮	3番	天石 久 盛
4番	比安次 富村 定 盛	5番	天石 久 川
6番	仲村 春 英	7番	石 積 安 里
8番	石田 吉 正	9番	石 積 安 里
10番	又大 吉 正	11番	石 積 安 里
12番	大仲 川 昇	13番	伊 賀 眞 盛
14番	仲村 喜 永	15番	伊 賀 眞 盛
16番	宮中 里 幸	17番	伊 賀 眞 盛
18番	中里 幸 助	19番	伊 賀 眞 盛
20番	仲村 盛 光	21番	古 波 清 次

3. 不応招議員は次の通りである。

1番 天 久 泰 太郎

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したもの  
は次の通りである。

市長 助役 収入役 総務課長 財政課長 住民課長 民生  
課長 経済課長 水道課長 建設課長 消防団長

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由